



～来年度の使用予定水量等調査にご協力をお願いします～

工業用水道をご利用のお客さまは、条例に基づき、来年度の工業用水道使用予定水量の申し込みを行っていただく必要があります。

今年度はアンケートも併せて発送させていただきますので、ご協力の程よろしく願いいたします。調査書類の発送は、10月下旬を予定しています。

工業用水道事業における運営権制度の導入について ー第2回ー

水道局では、本市工業用水道事業（以下「本事業」といいます。）において、令和4年4月からの公共施設等運営権制度（以下「運営権制度」といいます。）導入に向け、これを実施する民間事業者（以下「運営権者」といいます。）の募集・選定の手続きに向けた準備を進めています。

今年度の主な取組

- ・実施方針等の公表及びこれに対する質問への回答
（以下、関心表明のあった民間事業者を対象）
- ・市の実績に関する情報開示資料の提供及びこれに対する質問への回答
- ・説明会の開催
- ・浄水場等の施設見学会の開催

工水通信では、その進捗状況について、お客さまにご理解いただけるよう随時掲載しています。今回は、第2回目として、背景や期待する効果についてご説明いたします。

（過去分掲載場所：【大阪市水道局HP】>（事業者の皆さまへ）工業用水道 > 工水通信
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000417063.html>



運営権制度導入の背景

本事業は、コストの抑制を図りながら効率的な事業運営に努めてきた結果、平成19年度以降、経常黒字を確保していますが、「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」における試算では、給水収益の減少と施設の老朽化による更新需要の増大への対応から、令和7年度以降は経常赤字となる収支見通しとなっています。

こうした状況を踏まえ、直面する経営課題への対応と、今後の事業持続性と安定給水を確保するためには、経営の自由度を高め、民間発想を最大限に活かすことができる、運営権制度の導入による抜本的な経営改革が必要と考え、これを推進しています。



運営権制度導入により期待する効果

- 市は運営権者に対し、業務水準として以下のメリットの実現について要求しています。これらは今後、民間事業者から提案を受けて具体化する予定です。

① 収益性の向上

・水需要の喚起

現行料金プランに加えて、現行料金水準を超えない範囲で新たな料金プランの設定
お客さまには、自身のニーズにあった料金プランについて選択肢を提供

・新たな収入源の確保

新たなサービスにより、お客さまの利便性を向上

② コスト縮減

・投資の抑制

最先端の調査技術を用いた状態監視保全による管路の維持管理



- 運営権制度導入に伴い、お客さまとの工業用水道の給水契約は、市から運営権者に継承することになります。これにより、お客さま対応に関する主に以下の業務については、運営権者が実施することとなります。

- ・ 料金等の供給規程の設定
- ・ 料金の徴収
- ・ 給水開始及び使用中止等の申し込み
- ・ 施設の維持管理や工事等に伴う各種対応



次回は、運営権者の選定手続き等についてご説明します。

- 一方で、運営権制度導入後も、市は施設所有者として、以下の業務を引き続き実施します。

- ・ 運営権者の業務品質についてモニタリング
- ・ 大規模災害発生時は総括指揮し、必要に応じて上水道からバックアップ

詳細情報は水道局ホームページで確認できますので、参考にご覧ください。

掲載場所：【大阪市水道局HP】>（経営情報）新たな官民連携手法導入の検討 > 工業用水道
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-8-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



◆ 工水通信についてのお問い合わせ先 ◆

大阪市水道局総務部お客さまサービス課

工業用水道担当 電話番号：06-6616-5478

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000015747.html>



工水通信について何かご要望やご意見等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。